

諮問日：平成30年6月4日

答申日：平成30年11月8日

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年7月12日付けで提起した処分庁青森市長（以下「処分庁」という。）による平成29年度固定資産税賦課処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 審査請求に係る処分

処分庁は、平成29年4月12日付けで、審査請求人外1名に対し、平成29年度固定資産税賦課処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人は、平成29年4月13日に本件処分があったことを知った。

2 審査請求

審査請求人は、平成29年7月12日付けで、審査庁に対し、「青森市長の平成29年4月12日付け平成29年度固定資産税納税通知書（以下「本件納税通知書」という。）による処分を取り消すとの決定を求める」との趣旨の審査請求書を提出した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 賦課の根拠となった法令の具体的な条文そのものが記載されていない本件納税通知書は不当である。
- (2) 本件納税通知書には「固定資産税の賦課（固定資産の価格以外）について不服があるとき」の教示文が記載されているところ、当該納税通知書には固定資産の価格が記載されておらず不当である。
- (3) 納税額の基本である評価額に関して不服がある場合の救済方法が書かれていない行政処分たる本件納税通知書は違法・不当である。
- (4) 本件納税通知書の延滞金に係る記載は、地方税法第369条第1項の規定に反しており違法である。
- (5) 本件納税通知書の督促手数料に関する記載は不正確な記載であり不当である。督促状が到達しても払わなくてもよい場合がある。
- (6) 評価額及び課税標準額の算出方法が記載されていない本件納税通知書は不当である。

2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものとする。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条

第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の違法性又は不当性について

ア 審査請求人は納税通知書に記載上の不備があることから違法若しくは不当であると主張するが、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第1条第1項第6号では、納税通知書の記載事項については、納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成する旨規定されているが、本件納税通知書には法で定める記載事項は全て記載されており、何ら違法若しくは不当な点はない。

イ 審査請求人は課税明細書の記載事項に不備があると主張するが、法第364条第3項では、課税明細書に記載すべき事項は、土地については、土地課税台帳等に登録された所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格、家屋については、家屋課税台帳等に登録された所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載することとされている。弁明書によると処分庁は課税明細書に「評価額」という記載をしているが、法で定める「価格」をこのように表記しているとのことであり、処分庁が交付した課税明細書には、法第364条第3項で定められている記載事項は全て記載されていることから、本件処分の取消しを求める理由として採用することはできない。

ウ 審査請求人は納税通知書の延滞金についての記載が法第369条第1項の規定に反しており違法であると主張するが、法第369条及び青森市市税条例（平成17年青森市条例第62号。以下「条例」という。）第10条で規定されている延滞金の割合については条例附則第10条により延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とする特例が定められている。また、租税特別措置法第93条第2項の規定では特例基準割合は、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算したものであり、平成28年12月12日付け財務省告示第362号では特例基準割合を年0.7%としており、特例基準割合が、年7.3%の割合に満たないことから納税通知書の延滞金についての記載に誤りはなく何ら違法若しくは不当な点はない。

エ 審査請求人は固定資産を所有しており納税者であることに争いはないことから、本件処分は、法第343条第1項及び条例第60条の規定に基づき適正に行われたものであり、何ら違法若しくは不当な点はない。

オ また、審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件処分の取消しを求め

る理由としては採用することはできない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件納税通知書に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成30年6月4日 諮問書の受理

平成30年9月28日 調査審議

平成30年10月31日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 関係法令の要旨

(1) 法第1条第1項第6号において、納税通知書には、賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載することとされている。

(2) 延滞金について、法第369条第1項において、固定資産税の納税者は、納期限後はその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないことが規定されている。また、延滞金割合について、法附則第3条の2第1項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項において、各年の特例基準割合（財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合は特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合は当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とすることが規定されている。

(3) 督促について、法第371条第1項において、納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならないことが規定されている。

(4) 督促手数料について、法第372条において、市の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、市の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができることが規定されており、条例第12条において、徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、70円の督促手数料を徴収しなければならないことが規定されている。

2 本件処分について

地方税法総則逐条解説（平成29年12月一般財団法人地方財務協会発行）によれば、法第1条第1項第6号の納税通知書は、賦課額を確定し、納付を命令するものであることから、これに記載すべき事項について記載せず、又は誤って記載した場合にはその賦課が取り消すべき処分となる場合があるとされている。

前記1に掲げる関係法令の規定に照らすと、本件納税通知書には、法定事項が全て記載されており、また、誤った記載もないことから、本件処分は、取り消すべき処分に当たらない

と認められる（本件納税通知書には、納付の場所が記載されていないが、口座振替用である旨が記載されている。）。

なお、審査請求人は、賦課の根拠となった法令の具体的な条文そのものが記載されていない本件納税通知書は不当である旨主張しているが、納税通知書は、課税内容について納税者が理解するためのものであることから、課税の根拠となった条文の条名とその主な内容が記載されていれば、記載すべき事項について記載せず、又は誤って記載したものとは言えないと認められる。

また、審査請求人は、本件納税通知書には「固定資産税の賦課（固定資産の価格以外）について不服があるとき」の教示文が記載されているところ、当該納税通知書には固定資産の価格が記載されておらず不当である旨主張している。本件納税通知書と一体の課税明細書の中に「評価額」があり、「固定資産の価格」と「評価額」は、いずれも土地又は家屋の価額を意味する言葉であることから、言葉の表記を統一することが望ましいものの、内容としてはいずれの言葉も同じであるため、教示文の記載は誤ったものとは言えないと認められる。

また、評価額に関して不服がある場合の救済方法並びに評価額及び課税標準額の算出方法については、納税通知書に記載すべき事項とされていない。

その他、審査請求人の主張は、いずれも本件処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

青森市行政不服審査会	会 長	遠藤 哲哉
	委 員	磯 裕一郎
	委 員	蝦名 和美